

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和 2 年 11 月 5 日

鶴岡市長 皆 川 治



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

別紙のとおり（5 地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 11 月 5 日

3. プラン修正理由

別紙のとおり

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

別紙のとおり

5. 地域農業の将来のあり方

別紙のとおり

6. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

別紙のとおり

令和2年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第3期)について

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	西郷北部(西沼・長崎・西茨・茨新田)	R2.11.5	①中心経営体の名義変更 認定新規就農者の変更 1件	(102) 102	(98) 98	(4) 4	(0) 0	(102) 102	(69) 69	(4) 4	(29) 29	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> 西郷北部地域では、水稻・大豆をはじめとする土地利用型農業の振興に重点を置き、地域内の4法人を中心に、地域間分散錯圃の解消を進め、農地を集積し、経営の安定化、地域の農地保全を図ることとし、その取り組みエリアは別に定めるとおりとする。 一方、メロン、ミニトマト等の園芸作物、畑作物等については個人経営体による経営を継続し、それぞれの経営体において農業所得の向上を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
2	東堀越	R2.11.5	①農地の出し手を追加 農地中間管理機構を通して貸付け 1件	(17) 17	(17) 17	(0) 0	(0) 0	(17) 17	(12) 12	(0) 0	(5) 5	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 水稻の有機栽培・特別栽培は引き続き取り組んでいき、高付加価値を実践していく。 大豆を中心として複合化経営に取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく。 飼料用米もまとまって取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
3	月山ろく11-3団地	R2.11.5	①中心経営体の追加 経営規模拡大のため(一般農業者)1件 ②農地の出し手を追加 農地中間管理機構を通して貸付け 9件 ③中心経営体の計画変更 農地中間管理機構から借入れ 4件	(40) 41	(35) 36	(5) 5	(0) 0	(40) 41	(36) 36	(2) 2	(2) 3	担い手はいるが十分でない。	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯圃を解消する。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 耕作放棄地を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではないため、話し合い活動等により若手農業者への農地の集積・集約化を図る 畑地については、輪作可能な受け皿になる組織化等を検討する。 観光農業や月山高原ブランドも視野に入れ、将来の農地利用のあり方を進める。 月山ろく11-3団地の地域農業のあり方を推進する体制を整備し取組む。 出羽三山、月山高原、松ヶ岡等、地域と連携し景観も活用した観光農業に取り組む。 循環型農業を推進し、月山高原ブランドに取組む。 農地中間管理機構を活用した農地流動化に取り組む。 	農地中間管理機構を活用した農地流動化に取り組む。
4	西荒屋	R2.11.5	①農地の出し手を追加 農地中間管理機構を通して貸付け 1件	(21) 21	(21) 21	(0) 0	(0) 0	(21) 21	(19) 19	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する 	<ul style="list-style-type: none"> 観光果樹園の取り組みや産直・加工施設の活用により、今後とも農産物の高付加価値化、6次産業化に努める。 中心となる経営体へ水田を集積することにより、水稻の生産費のコストダウンを図りつつ、その他の農業者は果樹経営に専念していく。 水田の連担化を推し進め、作業効率の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
5	大泉地区	R2.11.5	①農地の出し手を追加 農地の貸付け 1件 ②中心経営体の計画変更 経営規模拡大のため借入れ 1件	(14) 14	(14) 14	(0) 0	(0) 0	(14) 14	(5) 5	(0) 0	(9) 9	担い手はいるが十分ではない	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する 	<ul style="list-style-type: none"> 水稻、山菜を中心に作付していく。担い手を中心に農地を集積し、生産費のコストダウンを図っていく。 また、新規青年就農者に農地を集積していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける